

議案第58号

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部中

「

大田原市史編さん懇談会	市史編さん基本方針案の作成に関する事務
-------------	---------------------

」

を

「

大田原市史編さん委員会	市史編さんに関する事務
-------------	-------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。